

海外旅行者の皆様へ

大阪税関

税関では国民の皆様のお安全・安心を確保するために港や空港などで不正薬物の密輸を取り締まっています。平成 21 年に大阪税関管内の港や空港において摘発された不正薬物の中で、覚せい剤の摘発件数は過去最高を記録し、地方空港においても覚せい剤の摘発が続くなど「地方が狙われている実態」も浮かび上がっています。

また、密輸の隠匿手口（携行バッグ類の二重工作、携行品への隠匿工作、身辺・体内隠匿等）も悪質・巧妙化しているところです。さらに、最近では恋愛感情を利用し女性を運び屋として不正薬物の密輸入を企てる組織も暗躍しており、知らない間に密輸の片棒を担がされている事案もあります。

大阪税関では海外旅行へのお出かけの皆様へ、犯罪に巻き込まれないよう、渡航時の留意事項を下記のとおりお知らせします。

記

《ご用心》

渡航先で知らない人（知った人）から「中身の分からない」荷物を預からない。

〔 密輸を企てる人物は、自分の手を汚すことなく、一般の旅行者等を騙して不正薬物等の運び屋に仕立てようとする 〕

海外で無理に「中身の分からない」荷物を持たされた。

〔 隙をみて在日本公館等へ助けを求める 〕

外国からの荷物が届く先として、知らない人に名前と住所を貸さない。

〔 密輸に利用される恐れがあり安易に引き受けないこと。
引き受けた為に自分自身が辛い思いをするだけでなく家族にも辛い思いをさせ悲しませることとなる 〕

《ご法度》

密輸は重罪です。

例えば、

〔 中国では、覚せい剤 50g 以上の密輸（販売、運搬、製造）は 15 年以上の懲役、無期懲役または死刑（刑法第 347 条）
シンガポールでは、ヘロイン 15g 以上、大麻草 500g 以上等の所持・密売・密輸は死刑（薬物乱用法第 33 条） 〕

〔 日本では、10 年以下の懲役若しくは 3 千万円以下の罰金に処しこれを併科する（関税法第 109 条） 〕

《終わりに》

近年、大麻などをはじめとした薬物汚染の拡大は深刻さを増し、低年齢化が進んでいます。不正薬物を取り巻く現状、不正薬物の危険性を国民一人ひとりの皆様が十分認識して頂き、密輸入犯罪に巻き込まれないよう十分ご注意くださいようお願い致します。

(問合せ先)

大阪税関総務部税関広報広聴室

TEL06-6576-3067

関西空港税関支署税関広報広聴官

TEL072-455-1520